

大阪広域水道企業団職員就業規則及び大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 不妊治療のための特別休暇を追加します。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、令和4年4月1日から施行します。